

～平成30年度放課後児童クラブ入会申込みのご案内～ ～対象学年を小学校5年生までに拡大します～

平成30年4月から入会を希望される人の申込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月8日（金）から役場子育て・健康推進課で配布します。

現在、放課後児童クラブ（以下「クラブ」）に入会している児童については、各クラブで配布します。

◇中途入会を希望される人は…

【受付期間】 入所希望日の2カ月前から2週間前まで

◇夏季休暇期間を希望される人は…

【受付期間】 6月末まで

◆申込受付

【期間】 平成30年1月4日（木）～19日（金）
8：30～17：00（土・日・祝日除く）

【場所】 (1) 役場子育て・健康推進課
※家庭の状況（就労先・時間などの内容）や入会児童の状況がわかる人が必ずお越しください。

(2) 各クラブ

※現在、クラブに入会し、新年度も継続して入会申込みを希望する人は、各クラブでも受け付けます。

◆入会要件

クラブへの入会申込みができる人は以下の①～③のすべてを満たす人です。

- ①熊野町内の小学校1年生から5年生までの児童
- ②放課後児童クラブ保護者負担金の滞納がないこと。
- ③次にあげる理由により、保護者のいずれもが昼間家庭にいない場合
 - ・保護者の就労・保護者の出産前後（入会期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月間）
 - ・保護者の疾病・同居親族の介護・就労を目的とした職業訓練、学校への就学・障害児者の通学などの付き添いをしている場合・その他、上記に類する状態として認められるもの

◆審査および入会決定

提出された書類を基に、入会の必要性の高い児童から入会決定をします。

定員を超える申込みがあった場合については、低学年児童から入会を決定します。

☎子育て・健康推進課 ☎820-5637

年末年始のごみの取扱いについて

平成29年度年末年始のごみ収集と環境センターなどの受け入れスケジュール

月 日（曜日）	ごみステーション 収集の有・無	環境センター 直接搬入受付時間	安芸クリーンセンター 直接搬入受付時間
27日（水）	有（平常どおり）	9：00～11：30	8：30～12：00
28日（木）		13：00～16：00	13：00～16：30
29日（金）		9：00～11：30	休み
30日（土）	13：00～15：00		
31日（日） 平成30年1月3日（水）	無	休み	休み
1月4日（木）～	有（平常どおり）	9：00～11：30 13：00～16：00	8：30～12：00 13：00～16：30

◆不法投棄（ごみステーション以外の場所）は禁止されています

- ◎決められた場所（ごみステーション）以外に廃棄物を捨てることは、不法投棄となります。
- ◎ごみステーションに、正しく分別されていないごみや正しい収集日以外に出されたごみは、不法投棄となります。
- ◎ごみステーションに、事業所から出たごみ（事業系廃棄物）を出すと、不法投棄となります。

◆年末年始のし尿収集について

次の年末年始期間中は業務を休みます。

☎12月29日（金）～平成30年1月3日（水）

☎安芸地区衛生施設管理組合業務課 ☎885-2534

（生活環境課）



～平成30年度保育所入所申込みのご案内～

平成30年4月から入所を希望される人の申込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月8日（金）から

役場子育て・健康推進課で配布します。

※在園児は入所している保育所で配布します。

◆申込受付

【期間】 平成30年1月4日（木）～19日（金）
8：30～17：00（土日・祝日を除く）

【場所】 役場子育て・健康推進課

※申込時には、家庭状況や入所児童の様子がわかる人がお越しください。

1. 入所要件

熊野町に住所を有し、次のいずれかの理由により、保護者（同居の祖父母等も含む）のいずれもが昼間家庭で保育できない乳幼児（おおむね生後6カ月以上で小学校就学前まで）で、日々の通園や集団保育が可能な乳幼児

- ①仕事をしている（居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること）
- ②出産前後（入所期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月間）
- ③保護者の疾病・障害など
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害の復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3カ月。）
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している3歳児以上の兄弟がいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として認められるもの

2. 審査および入所決定

- ・保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。（先着順ではありません。）
- ・定員などの理由により、希望の保育所に入所できない場合もあります。
- ・保護者の就労時間・状況などにより、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の2つに保育時間が分かります。

◆産休・育児休業満了の人の申込み

平成30年4月から平成31年3月までの間に産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の人（年度途中の入所希望者）で、保育所入所を希望される人も、この期間の申込手続きが必要です。

※1月20日以降に出産予定で、平成30年度中に職場復帰予定の人は、出産されてから、お早目にお手続きをお願いします。

平成30年度町内保育所案内

		くまの・みらい保育園	保育所ひかり学園	初神保育園	くまの中央保育園
保育 時間	標準時間	7：30～18：30（最長11時間）			
	短時間	8：30～16：30（最長8時間）			
延長保育		7：00～7：30 18：30～19：30	7：00～7：30 18：30～19：00	18：30～19：00	7：00～7：30 18：30～19：00
病後児保育		実施			
一時保育		実施			

◆5月以降の随時申込み

平成30年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日（土日・祝日の場合はその翌日）までに、申込みが必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月の1日となります。

※平成29年12月から平成30年3月の入園・転園については、4月入園の準備のため、保護者が求職中の場合の申込みは受け付けておりません。



◆マイナンバーについて

保育所入所申込みの際には、同居者全員のマイナンバー（個人番号）と、申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。忘れずにお持ちください。

☎子育て・健康推進課 ☎820-5637